

災害派遣にかかる職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和6年4月2日（火）

局側：環境局総務部職員課担当係長

組合側：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局側）

令和6年能登半島地震により被災した石川県能登地方への災害支援にかかり、危機管理室から当局に対して被災地への職員派遣依頼があった。

現地の状況から、当局としても災害支援を行うことが必要であると判断し、石川県能登地方へ職員の派遣を行うこととしたので、ご理解とご協力をお願いしたい。

なお、派遣期間は、令和6年4月3日（水）から令和6年4月8日（月）までとし、支援内容については、現地で開設されている避難所運營業務とする。また、勤務時間については、現地避難所のシフトに基づくこととし、宿泊先については、輪島市内の「民宿さかした」（石川県輪島市河井町19-1-72）とする。

（組合側）

ただいま、局側から提案があった石川県能登地方への災害派遣にかかる勤務労働条件については、現地の状況等を踏まえ了承するが、慣れない業務のうえ、普段と異なる勤務時間にも従事することから、管理監督者においては、安全配慮及び適切な休憩時間の確保に努められるよう要請しておく。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、求めておく。

（局側）

承知した。管理監督者においては、休憩時間の取得を含め適切な勤怠管理に努めるとともに、職員の健康状態についても、十分に配慮していきたい。

以上で本日の交渉を終了する。